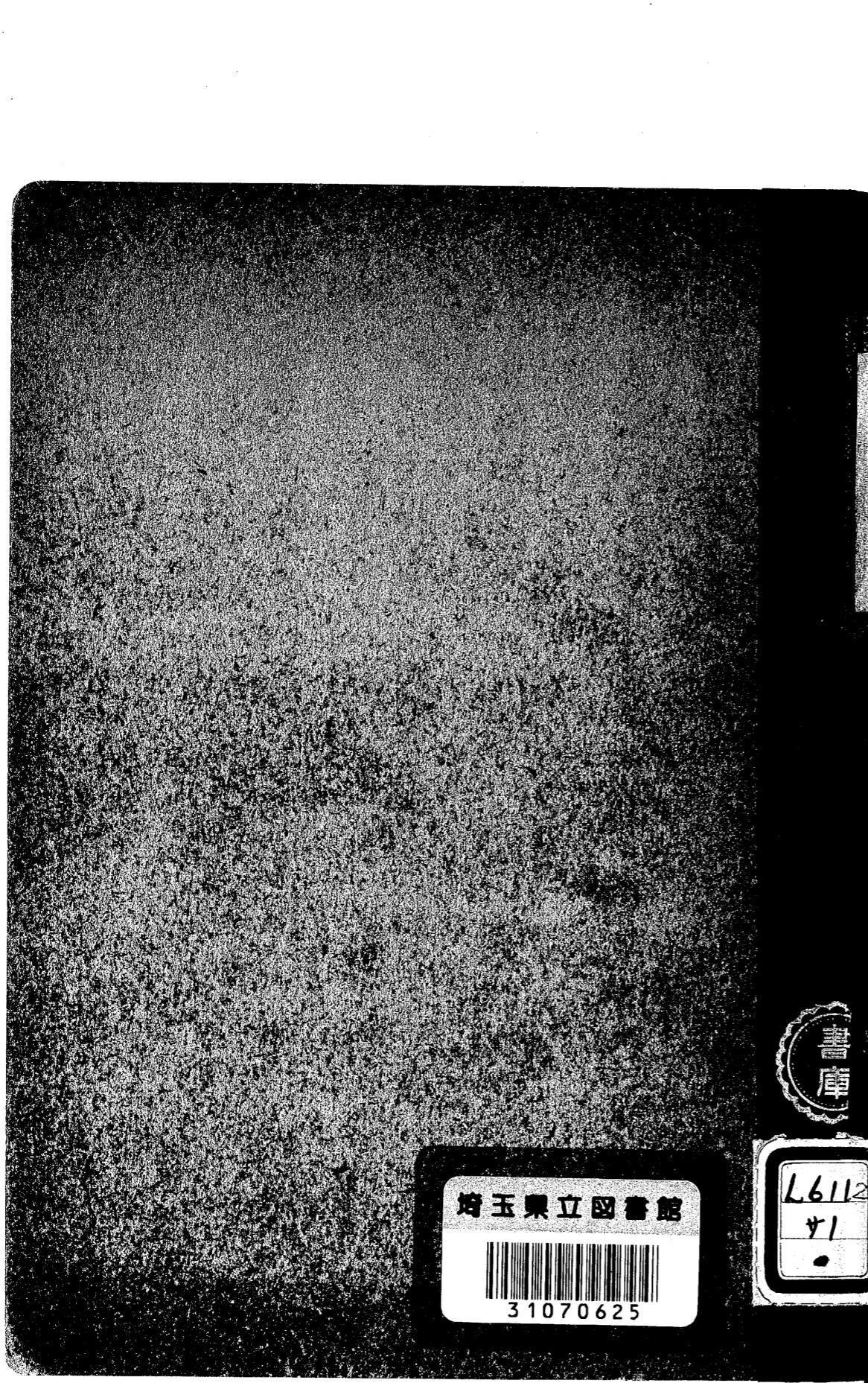


埼玉県に於ける家守小作

1936年



10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

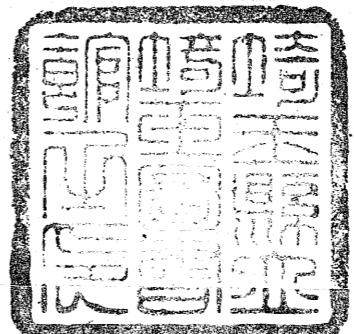
人 611
カ 7

1805

昭和十一年三月

埼玉縣に於ける家守小作

埼玉縣經濟部



正誤表

正	誤	正	誤	正	誤	正	誤
五	七	七	御公儀人夫	二四	阿勢く路	御公儀様人馬	二四
九	一四	一四	御若勞	文八	請負人	文入	御苦勞
一〇	一三	一三	堪辨	御用無方加印	勘辨	御用方無加印	勘辨
二〇	一四	一四	諸役人人足給	諸役人足給	諸役人足給	諸役人足給	諸役人足給
二四	一四	一四	受負小作	受負小作	受負小作	受負小作	受負小作
三〇	三一	三一	御用無方加印	御用無方加印	御用無方加印	御用無方加印	御用無方加印
三四	三四	三四	分布圖	分布圖	分布圖	分布圖	分布圖
三四	三四	三四	茨木縣	茨木縣	茨木縣	茨木縣	茨木縣
二八	一五	一五	役免料	役免料	役免料	役免料	役免料
二八	七	七	區裁判に	區裁判に	區裁判に	區裁判所に	區裁判所に
二四	一一	一一	農榮期	農榮期	農繁期	農繁期	農繁期
二四	一	一	役免引	役免引	役面引	役面引	役面引
二四	委	委	委托	委托	委託	委託	委託

埼玉縣經濟部

本縣北葛飾郡の一部に於て家守小作なる特殊慣行あるを以て其の沿革並に現状を調査し之れを取纏めたるものなり

昭和十一年三月

1392

目 次

一、緒 言

二、家守小作の沿革

一四

三、家守小作の現状

二九

四、小作争議より見たる家守小作

三四

五、結 語

附 錄 家守小作分布圖

埼玉縣の家守小作

一、緒 言

本縣の東部北葛飾郡の一部に於て家守若くは地守と稱する小作慣行がある。今家守小作なる名稱に就て見るに地方凡例錄に「家守小作と云ふは田畠反別多く小作人入るゝとき地主世話届き兼るゆえ小作の世話人を立て之れに附置世話を致させ小作地の内何反歩と極め家守給に作らせ年貢諸役は地主にて勤む尤も受人を立て家守受狀を取家守給の外小作は外並に小作證文を差出さする、若し小作滞り出入に及びし時小作證文に請人加印有て家守受狀通りの小作證文なれば當人受人兩人濟方申付滯に於ては兩人とも身代限り申付るなり」とあり。小野武夫氏は農村社會史論講に於て小作地の管理方法に基く分類の内に「家守小作とは廣大な小作地を有する地主が自家の内に小作管理人たる家守を置き小作地の事は萬事此家守をして管理せしめ其の報酬として自己の持地を無料にて小作せしむるものである。越後地方の支配小作又は代家小作が之に當る」と述べ又明治十八年小作慣行調査抄には「家守小作とは小作地多きが爲小作世話人を置き右地の内若干歩を家守給として小作せしむるを云ふ」とあり。

以上の説明は何れも地方凡例錄を基とする如く要するに大地主が家守に小作地の管理を委託し其の給與と

して小作地の若干を無料にて耕作せしむる制度と云ふことが出来る。

然るに本縣に於ける家守小作の場合を見るに從來地守と呼び前述せる小作地の管理關係よりは苟ろ小作地に賦課せらるゝ諸役（御公儀様人馬、高役、高錢、莊大豆、御六尺給米、御餅米、惣て小穀諸役入目村並役出錢諸色何）負擔の報酬として役給面と稱ひ地主より一定の米、金を支給するか小作地の一部を無料耕作せしむる制度に端を發し近世に至つては不在地主の土地を管理し之れが報酬を受くるもの若くは單に宅地を賃借せる農家をも家守と稱へ之れを地守と混同し現在は地守なる名稱より苟ろ家守と呼ばるゝ事が多くなつた。今之れが沿革と現状を述ぶることとする。

二、家守の沿革

武藏野の東部葛飾郡は中古人民居住の跡ありと雖も足利以後戰亂相踵き水政の治まらざるに乗じ川流横溢海潮侵入して唯方今江戸川沿岸なる岳陵の邊に僅かに數部落を存し餘は悉く池沼と化し殊に庄内古川は中頃利根川の一派流として徳川氏の初期迄武藏下總の境をなし其の流域は口碑に據ると「流し江」と稱し湖沼の類なるべしと謂ひ現今にても田地の上層を反掘するときは「モックレ」と稱する葦藻の腐土が見える。其の治水村落の整理に至つては詳細を知ることは出來ないが惟ふに徳川氏の江戸入城以來大に治水政策を行ひ移民を獎勵し今日の村落を形成したものゝ如くである。

西に利根川の流域を控へたる庄内古川の太井川（現在江戸川）に注ぐ河身は泥砂日に堆積し流下に便ならず出水あるときは兩岸に氾濫して被害多く隨つて農村の發達を阻礙し大洪水に際しては利根川と共に江戸城下を脅かす等の危険があつた。

斯くて文祿年間利根川流域の整理を行ひ更に元和年間新川を開鑿し寛永十二年には權現堂川の改修及江戸川の新開を斷行し舟楫の便を得せしむと共に利根川渡良瀬川の洪水を常陸川と現今の江戸川に注がしめ水害を防ぐことゝした、斯くて古利根は本流も支流も次第に淺瀬となり寛永の末年より北葛飾郡吉田村下宇和田の河口を塞ぎたる庄内古川は爾來一水溝と化し之れ等地方の悪水路となつた。其後幕府は更に利根川の改修に努め承應二年赤堀川を擴張して之れが本流を常陸川に移し寛保二年の大洪水に當りては諸侯に命じて利根川其他諸川の堤防修築を爲し以來數回に亘りて水路の改修及浚渫を行ひ銳意治水に努むる處があつた。之れと共に一面舊河川を利用し用水路を開鑿して水利の便を得せしめ斯くて東部地方は徳川時代に於て著るしく開發され天正十八年徳川家康江戸城入城の當時は僅か六十七萬石なりし武藏野田地は伊奈氏の治水及墾田經營の功に依り百二十萬石に増加し約六十萬石の新田開発を見るに至り次の如く新村の成立を見た。

舊 郡 名	村	正 保 年 間	天 保 年 間	文 政 年 間	數
葛 郡					
新 庄 郡	一 九 一 村	一 八	二 七 九 村	二 九〇 村	三 一

斯く徳川幕府が治水開墾に努めたるは江戸の水害を免るゝ一方租税の增收を圖るにありしを以て原野は夫々之れを拂下げて開墾に當らしむることとしたのである。從つて庄内古川を流域とする葛飾郡の沃野も亦寛永の江戸川改修に前後して各地より移住し之れが開拓に當るもの生ずるに至り慶安年間新田と化し延寶三年に検地を行ひ新村を形成したものが多い、而して之が荒蕪地の拂下を受け企業に當りたる者は何れも多少資金を有した歸農武士であつた。今東武地方の舊家と稱する地主を見るに其の祖先は概ね江戸川の對岸たる下總東葛飾の臺地に一時土着し更に現在の地に定着したものが多い様である。神社に香取社多く寺院に千葉縣東葛飾郡東金野井村清泰寺の末寺が多數を占めてゐる等を以て見るも之れを立證することが出来る。拂下げた荒蕪地を開拓するに當つては勢ひ移民を集めなければならぬから此の移住民に對しては其の當時自給經濟の必要上高十石に相當する面積約一町五、六反内外の土地を貸與し其の一部に宅地を設け之に附隨して田及畠を夫々開墾耕作に當らしめたものゝ如く今に尙其の狀態が窺はれてゐる。此の移住民たる小作人に對し地主は屋敷、田、畠に賦課せらるゝ諸役を請負はしめ之れを地守と稱し其の報酬として役給面と稱ひ米及金品を支給し若くは小作地の一部に對し小作料を免除したのである。從つて諸役義務の重大なる時代であ

つたから其の請負に就ては頗る嚴格なる規定を設け地主は請人を附した諸役請負手形（第一、第三例）と共に田畠小作請負證文（第二、第四例）を徵してゐる。

諸役請負手形には先づ其の土地の所在地を「卯之御檢地御水帳面ニ甚兵衛名前ニ付申候屋敷ノ内工借地仕」と擧げ更に請負期間に就き「年季ノ儀ハ當己ニ月ヨリ來ル寅ニ月迄拾ヶ年ニ相定」と明記し之れが役給面に就ては「諸役請負申度種々願申候者我等ニ御預ケ被下則爲役給面米一俵二斗八合金壹兩三分永百十七文ツ、我等諸役相勤申候内者被下候」と其の支給額を定め其の賦課せらるゝ土地の面積及高懸り物及夫役に關しては「田畠屋敷合一町五反七畝九步之高ニ相懸リ申候御公儀人夫、高役、高錢、荏大豆、御六尺給米、御餅米、惣而小穀諸役入目村並役出錢諸色何ニ而モ相懸リ申候分不殘引請急度相勤可申候」と請負人の義務を明にし地上に存する樹木の保存管理に就ては「山屋敷廻リ竹木ハ不及申ニ田畠廻リニ御座候諸木差柳等ニ至迄枝葉ニ而モ貴殿ヨリ無下知而一本一技モ我儘ニ伐申間敷候」とて地上物管理の責に任せしめ其他地守の一身上に關しては「此文右衛門郷中御氣ニ入不申候歟貴殿御勝手地守附替被成候ハ、何時成共貴殿ヨリ小作ニ御預被成候田畠米金勘定仕其上何方誰之小作米金借金共ニ諸事滞茂我等共立會急度埒明ケ其ノ上文右衛門妻子共ニ我等方ニ引取貴殿之屋敷明ケ可申候勿論御公儀様御法度ノ義ハ不及申ニ内々御仕置何ニ而モ相背ケセ申間敷候」等の如く地守に各種の義務を負擔せしめ之れに違背せる場合一切の責任を請人に負はしめる様夫々署名捺印せしめてゐる。

更に田畠の小作契約に關しては田畠小作請負證文に於て小作地の地目、面積、小作契約期間、小作料の種類及額納等を規定し小作人を小作請負人と稱び地頭に對する年貢米金を納付せしめ其の殘餘を小作料として徵收して居つたのみならず「無遅々小作米金相濟シ申候ハ、何年モ此證文ヲ以テ御預ケ可被下候此證文貴殿所持被成候内ハ何年過共少モ異議申間敷候」と末尾にあり地守に於て不都合なき限り契約を更新し武家氣分の殘つた地主が地守との間に主從的關係を生じ屢々小作人を傭役に當らしむるなど封建的身分性を多分に含んだものと思はれる。

而して役給面に就ては左に掲ぐる實例第二及第四ノ(イ)は米金支給の實例、第二及第四ノ(ロ)は小作地の一部に就き小作料を免除したものゝ様式であるが現在に至る迄其の形態を存するものは後者である。

第一例

入置申借地諸役請負手形之事

一、貴殿深輪村ニ所持被成候卯之御檢地御水帳面ニ甚兵衛名前ニ付申候田地屋敷之内ニ借地仕文右衛門我等請人相立差置申候此者何方ヨリ
茂構申モノ無御座候萬一六ヶ敷義仕出シ候共貴殿へ少茂御苦勞ニカケ不申我等立合持明ケ可申候其上文右衛門妻子共ニ請人方エ引取可申候
但年季之儀ハ當巳二月ヨリ來ル寅二月迄拾ヶ年ニ相定借地仕候右之年季明キ寅二月龍成候ハミ文右衛門妻子共ニ請人方エ引取可申候事

一、文右衛門義貴殿之田地之内借地仕罷在候ニ付御水帳面ニ甚兵衛名前之田地諸役請負申度種々願申候者我等ニ御預ケ被下則爲役給面米一
俵二斗八合金壹兩三分永百拾七文ツ、我等諸役相勸申候内者被下候管ニ相定申上者御水帳面甚兵衛名前ニ付申候田畠屋敷合壹町五反七
事

一、貴殿深輪村ニ所持被成候卯之御檢地御水帳面ニ甚兵衛名前ニ付申候田地屋敷之内ニ借地仕文右衛門我等請人相立差置申候此者何方ヨリ
請急度相勸可申候若シ澤リ御穿鑿ノ儀御座候ハ、貴殿ニ御苦勞ニカケ不申我等請人ニ相立候上ハ其持明急度明ケ可申候事

一、右之役人文右衛門貴殿之田畠小作ニ預リ諸作仕候米少茂不爲澤年切リニ急度爲相濟可申候若澤申候ハ、我等立合急度持明ケ可申候彌
タ何々誰之田畠小作仕澤リ候共又ハ脇ニ而借金遣込仕候而澤候ハ、我等立合急度持明ケ貴殿御苦勞ニ少茂カケ申間敷候事

一、山屋敷廻リ竹木ハ不及申ニ田畠廻リ御座候諸木差柳等ニ至迄枝葉ニ而モ貴殿ヨリ無下知而一本一枝モ我儘ニ伐申間敷候若遣背仕キリ候
ハ、其竹木並其上如何様ニ茂御意次第異儀申間敷候事

一、此文右衛門鄉中御氣ニ入不申候敷貴殿御勝手地守附替被成候ハ、何時成共貴殿ヨリ小作ニ御預ケ被成候田畠米金勘定仕其上何方誰之小
作米金借金共ニ諸事澤茂我等共立合急度持明ケ其上文右衛門妻子共ニ我等方エ引取貴殿之屋敷明ケ可申候勿論御公儀様御法度之儀ハ不
及申ニ内々御仕置何ニ而モ相背キセ申間敷候若相背キ申候ハ、我等共立合急度持明ケ貴殿ニ少モ御苦勞ニカケ申間敷候彌役人罷在候内
名主方ニ仕上ヶ申候勘定帳庭帳惣而御公儀様ニ差上申候御張面諸證文等ニ貴殿名代文右衛門名前ヲ以テ判形等可致候得共夫證據ニ用後
タ何角與六ヶ敷義爲申間敷候尤此文右衛門人請判物而怪キ判形等爲致間敷候若左様義仕澤申候ハ、貴殿ニ少茂御苦勞不掛我等共急度持
明ケ可申候事

一、此文右衛門自然如何様之六ヶ敷義仕出シ候共貴殿中ニ少茂御苦勞ニ不掛ケ我等共急度持明ケ文右衛門妻子共我等方エ引取可申候事
一、我等地守ニ罷在候田地他人之地境並木差柳阿勢ノ路ニ至迄狼ニ爲押込申間敷候若爲押込狼成事御座候ハ、我等共立合急度境分明致可
申候事

一、此文右衛門宗旨之儀代々淨土宗ニ而幸手領才羽村大德寺且那御座候御法度之宗門ニ者無御座候則毎年寺請狀御公儀様ニ差上申候右之條
々一ヶ條モ相背ケセ申間敷候爲後日地守リ手形仍而如件

下總國葛飾郡深輪村

田畠諸役請負人

地守リ

文右衛門印

椿村

請人

彦左工印

門印

屏風村

定

七
印

同國同郡深輪村

常右衛門印

第二例（イ）

田畠小作請負證文之事

一、田合九反八畝拾七步 但卯御檢地御水帳面也

此小作米三拾四俵貳斗九升六合三勺 但三斗八升八

内米貳俵三升八合是ハ役給分ニ被下候分ニ引

殘米參拾貳俵貳斗五升八合參勺

一、畑合五反拾步 但卯御檢地御水帳面也

此小作金四兩壹分永五拾壹文九分

内金貳兩壹分是ハ役給分木下分ニ被下候分ニ引

殘金貳兩永五拾壹文九分

右者貴殿深輪村ニ所持被成候卯御檢地御水帳面ニ甚兵衛名前ニ付申候田畠我等小作ニ請負諸作仕候處實正也然上ハ年々無末進米急度相濟シ可申候且御公儀御年貢米之儀ハ右之小作米金之内ニ而上納仕候管ニ相定申候相殘小作米金年々十一月廿日限リ貴殿へ急度相濟シ可申候少モ遲滯仕間敷候若差滞リ申候ハ、請人差替相濟可申候其節少モ異儀申間敷候但シ年季之儀ハ當己ノ二月ヨリ寅ノ二月迄拾ヶ年ニ相定申候有之年季明寅ノ二月ニ罷成候ハ、右之田畠不残貴殿へ相返シ可申候無遅々小作米金相濟シ申候ハ、何年モ此證文ヲ以テ御預ケ可被下候此證文所持被成候内者異儀申間敷候爲後日田畠小作請負證文仍而如件

安永貳年己ノ二月

下總國葛飾郡深輪村

田畠小作請負人

文右衛門印

椿村 請人

彦左衛門印

恒右衛門

彦七郎印

屏風村

定右衛門

彦殿印

下總國葛飾郡深輪村

恒右衛門

彦殿印

田小作請負手形之事

一、田合壹町壹反三畝廿參步 内七畝步役面御預被成候分

殘壹町六畝廿七步 但反ニ壹石壹斗四升代

此小作米三拾貳俵壹升

一、田貳畝五步也ハ堀田也 寺裏 幸七裏

此小作米貳斗四升七合

二口ノ米參拾貳俵貳斗五升七合

壹反貳畝七步

貳畝五步

貳反八畝步

役面

堀田 分引

残三反三畝貳拾貳步

反永六百六拾七文八

此小作金貳兩永貳百四十拾五文五分

右者貴殿深輪村ニ而所持被成候甚兵衛名前ニ爲申候田畠我等小作ニ請負諸作仕候上ハ年々十一月二十日前田畠米金急度相濟シ切可申尤右請負申候小作米金之内ニ而御公儀御年貢米金急度相濟シ可申候殘ル小作米金年内ニ貴殿へ急度相濟シ可申少モ遲滯仕間敷候若遲々仕候ハミ何分トモ御掛リ御取可被成候其節少モ違ヒ申間敷候爲後日田畠小作請負手形仍如件

安永二年己二月

庄内領深輪村
田畠小作請負人
椿村 請人
屏風村 //
定七郎印

第三例

入置申諸役請負證文之事

常右衛門殿

一、貴殿深輪村ニ所持被成候御印檢地御水帳而ニ佐次兵衛名前ニ付申候田役人ニ此乙右衛門ト申モノ憐成モノニ有之我等請負人ニ相立則爲役給面米貳俵貳斗七升貳合七勺但シ三斗八升入右之米我等諸役相勤候内ハ被下候旨ニ相定申候上ハ佐次兵衛名前ニ付申候田合五反拾五分之高ニ相掛リ申候御公儀様人馬高役高錢在大豆御餉御六尺給物而小穀諸役入目村並役出錢何ニ而モ相掛リ申候分不殘急度相濟シ可

申候若滯リ御穿鑿之儀御座候ハ、貴殿御苦勞ニ掛ケ不申我等請人ニ相立上ハ急度拝明ケ可申候但シ年季之儀ハ當来二月ヨリ來ル子ノ二月迄中五ヶ年ニ相定申候右年季明キテノ二月ニ相成候ハ、右之諸役貲殿工相返シ可申候事、一、右之地守リ乙右衛門貴殿之田小作仕候小作米少モ不爲滞年切りニ成度相濟サセ可申候若指滞候ハ、我等立會急度拝明可申候何方謹之田畑小作ニ仕米金滯リ候共亦ハ脇ニ而借金遣込等仕指滞リ候共我等立會急度拝明ケ貴殿御苦勞ニ少モ掛ケ申間敷候事、一、此乙右衛門御中氣ニ入不申候歟貴殿御膳手ニ付地守リ御付替被成候何時成共貴殿ヨリ小作ニ御預ケ被成候田方小作米勘定仕其外滯儀御

座候ハ、我等請人ニ相立上ハ急度將明ケ貴殿御苦勞ニ掛ケ申間敷候事
一、此乙右衛門御公儀様御法度之儀ハ不及申貴殿ヨリ被仰付候何ニモ背カセ申間敷候若シ違背仕候ハミ我等立合吃度將明ケ可申候彌々役
人ニ罷在候内名主方エ仕上ゲ申候勘定帳庭帳惣而御公儀様ニ差上申候御帳面諸證文エ貴殿名代ニ乙右衛門名前ヲ以印形等可致候得共夫
立候ニ日後々可角下六ア貴義申ナセ申致候事

一、乙右衛門地守リ仕候田地他人之地境並木指柳等ニ至迄あざくろ狼リニ押込セ申間敷候若シ押込セ狼リ成儀御座候ハゞ我等立合急度境分明ニ致指置可申候事

判其外何ニ而モ怪敷印形等致サセ間審候若シ左様之儀仕差審候共貴殿ニ少モ御若勞ニ掛ケ不申我等立會急度時明ケ可申候事一、此乙右衛門宗旨之儀ハ代々禪宗ニ而鷺村正明寺且那ニ御座候御法度之宗門ニハ無御座候無選々小作相濟申候ハ、此證文ヲ以テ先々何年モ御預々被可下候此證文貰候内ハ何年過候共少モ違儀甲間敷候爲後日諸役請負證文入置申處仍如件

第四例 (イ)

御水帳面也

此小作米拾五俵壹斗四合五勺，但三斗八升入
内式表式十七十弋合七勺，裝合而上坡不誤

殘米拾貳俵壹斗貳升壹合八勺 小作也

急度相濟シ殘ル小作米年々十二月廿日限り貴殿

而御取上ヶ被成候ハ、何時成共相返シ可申候

文貴殿所持被成候內八何年過候共違儀申間敷候

卷之三

卷之三

第三例		入置申諸役請負證文之事	
		深輪村	常右衛門殿
一、貴殿深輪村ニ所持被成候卯御檢地御水帳面ニ佐次兵衛名前ニ付申候田役人ニ此乙右衛門ト申モノ憚成モノニ有之我等請負人ニ相立則爲役給面米貳俵貳斗七升貳合七勺但シ三斗八升入右之米我等諸役相勸候内ハ被下候書ニ相定申候上ハ佐次兵衛名前ニ付申候田合五反拾五分之高ニ相掛リ申候御公儀様人馬高役高錢莊大豆御餅米御六尺給物而小穀諸役入目村並役出錢何ニ而モ相掛リ申候分不殘急度相濟シ可申候若滯リ御穿鑿之儀御座候ハマ貴殿御苦勞ニ掛け不申我等請人ニ相立上ハ急度拝明ケ可申候但シ年季之儀ハ當未二月ヨリ來ル子ノ二月迄中五ヶ年ニ相定申候右年季明キ子ノ二月ニ相成候ハ、右之諸役貴殿エ相返シ可申候事	一、貴殿深輪村ニ所持被成候卯御檢地御水帳面ニ佐次兵衛名前ニ付申候田役人ニ此乙右衛門ト申モノ憚成モノニ有之我等請負人ニ相立則爲役給面米貳俵貳斗七升貳合七勺但シ三斗八升入右之米我等諸役相勸候内ハ被下候書ニ相定申候上ハ佐次兵衛名前ニ付申候田合五反拾五分之高ニ相掛リ申候御公儀様人馬高役高錢莊大豆御餅米御六尺給物而小穀諸役入目村並役出錢何ニ而モ相掛リ申候分不殘急度相濟シ可申候若滯リ御穿鑿之儀御座候ハマ貴殿御苦勞ニ掛け不申我等請人ニ相立上ハ急度拝明ケ可申候但シ年季之儀ハ當未二月ヨリ來ル子ノ二月迄中五ヶ年ニ相定申候右年季明キ子ノ二月ニ相成候ハ、右之諸役貴殿エ相返シ可申候事		
一、右之地守リ乙右衛門貴殿之田小作仕候小作米少モ不爲滯年切リニ吃度相濟サセ可申候若指滯候ハ、我等立會急度拝明ケ可申候何方誰之田畑小作ニ仕米金滞リ候共亦ハ脇ニ而借金遣込等仕指滯リ候共我等立會急度拝明ケ貴殿御苦勞ニ少モ掛け申間敷候事	一、右之地守リ乙右衛門貴殿之田小作仕候小作米少モ不爲滯年切リニ吃度相濟サセ可申候若指滯候ハ、我等立會急度拝明ケ可申候何方誰之田畑小作ニ仕米金滞リ候共亦ハ脇ニ而借金遣込等仕指滯リ候共我等立會急度拝明ケ貴殿御苦勞ニ少モ掛け申間敷候事		
一、此乙右衛門鄉中氣ニ入不申候歎貴殿御勝手ニ付地守リ御付替被成候何時成共貴殿ヨリ小作ニ御預ケ被成候田方小作米勘定仕其外滯儀御座候ハ、我等請人ニ相立上ハ急度拝明ケ貴殿御苦勞ニ掛け申間敷候事	一、此乙右衛門鄉中氣ニ入不申候歎貴殿御勝手ニ付地守リ御付替被成候何時成共貴殿ヨリ小作ニ御預ケ被成候田方小作米勘定仕其外滯儀御座候ハ、我等請人ニ相立上ハ急度拝明ケ貴殿御苦勞ニ掛け申間敷候事		
一、此乙右衛門御公儀様御法度之儀ハ不及申貴殿ヨリ被仰付候何ニ而モ背カセ申間敷候若シ違背仕候ハマ我等立合吃度拝明ケ可申候事	一、此乙右衛門御公儀様御法度之儀ハ不及申貴殿ヨリ被仰付候何ニ而モ背カセ申間敷候若シ違背仕候ハマ我等立合吃度拝明ケ可申候事		
明ニ致指置可申候事	明ニ致指置可申候事		
一、此乙右衛門自然萬一如何様之六ヶ敷儀仕出シ候共貴殿鄉中ニ少モ御苦勞ニ掛け申間敷候我等立合急度拝明ケ可申候尤此乙右衛門三人請判其外何ニ而モ怪敷印形等致サセ間敷候若シ左様之儀仕差滯候共貴殿エ少モ御若勞ニ掛け不申我等立會急度拝明ケ可申候事	一、此乙右衛門自然萬一如何様之六ヶ敷儀仕出シ候共貴殿鄉中ニ少モ御苦勞ニ掛け申間敷候我等立合急度拝明ケ可申候尤此乙右衛門三人請判其外何ニ而モ怪敷印形等致サセ間敷候若シ左様之儀仕差滯候共貴殿エ少モ御若勞ニ掛け不申我等立會急度拝明ケ可申候事		
一、此乙右衛門宗旨之儀ハ代々禪宗ニ而鷺巢村正明寺且那ニ御座候御法度之宗門ニハ無御座候無遅々小作相濟申候ハ、此證文ヲ以テ先々何年モ御預ケ被可下候此證文貴殿所持被成候内ハ何年過候共少モ通儀申間敷候爲後日諸役請負證文入置申處仍如件	一、此乙右衛門宗旨之儀ハ代々禪宗ニ而鷺巢村正明寺且那ニ御座候御法度之宗門ニハ無御座候無遲々小作相濟申候ハ、此證文ヲ以テ先々何年モ御預ケ被可下候此證文貴殿所持被成候内ハ何年過候共少モ通儀申間敷候爲後日諸役請負證文入置申處仍如件		
第四例（イ）入置申田小作諸請負證文之事	第四例（イ）入置申田小作諸請負證文之事		
一、田合五反拾五步 御水帳面也	一、田合五反拾五步 御水帳面也		
此小作米拾五俵壹斗四合五勺但三斗八升入	此小作米拾五俵壹斗四合五勺但三斗八升入		
内貳俵貳斗七升貳合七勺 役給面ニ被下候	内貳俵貳斗七升貳合七勺 役給面ニ被下候		
殘米拾貳俵壹斗貳升壹合八勺 小作也	殘米拾貳俵壹斗貳升壹合八勺 小作也		
右者貴殿深輪村ニ所持被成候卯御檢地御水帳面ニ佐次兵衛名前ニ付申候田我等小作ニ請負作リ申候處實正也然上ハ右之小作米之内ニテ御年貢米急度相濟シ殘ル小作米年々十一月廿日限リ貴殿エ急度相濟可申候少モ遲滯仕間敷候若シ指滯候ハ、請人引請相濟可申候且右之田貴殿御勝手ニ而御取上ヶ被成候ハ、何時成共相返シ可申候少モ達儀申間敷候無遲々小作米相濟候ハ、此證文ヲ以テ何年モ我等ニ御預ケ被成可被下候	右者貴殿深輪村ニ所持被成候卯御檢地御水帳面ニ佐次兵衛名前ニ付申候田我等小作ニ請負作リ申候處實正也然上ハ右之小作米之内ニテ御年貢米急度相濟シ殘ル小作米年々十一月廿日限リ貴殿エ急度相濟可申候少モ遲滯仕間敷候若シ指滯候ハ、請人引請相濟可申候且右之田貴殿御勝手ニ而御取上ヶ被成候ハ、何時成共相返シ可申候少モ達儀申間敷候無遲々小作米相濟候ハ、此證文ヲ以テ何年モ我等ニ御預ケ被成可被下候		
此證文貴殿所持被成候内ハ何年過候共達儀申間敷候爲後日小作請負證文入置申處仍如件	此證文貴殿所持被成候内ハ何年過候共達儀申間敷候爲後日小作請負證文入置申處仍如件		
寛政十一年未二月	寛政十一年未二月		
同國同郡同領同村	下總國葛飾郡庄内領深輪村		
同國同郡同領同村	同國同郡同領同村		
忠 請 人 新	諸役請負人 乙右衛門		
忠 請 人 新	忠 請 人 新		
同國同郡同領同村	同國同郡同領同村		
同國同郡同領同村	同國同郡同領同村		
小作請負人 乙右衛門	小作請負人 乙右衛門		
忠 請 人 新	忠 請 人 新		
七	七		
下總國葛飾郡庄内領深輪村	下總國葛飾郡庄内領深輪村		

第四例 (ロ)

田畠小作請負證文之事

一一一

前島

一、田八畝貳拾六歩 内四畝貳拾壹步

役給面

一、田貳反七畝貳歩 内四畝貳拾貳步 残リ四畝五歩 反ニ壹石壹斗四升代

西沼 小作米四斗七升四合九勺

一、田貳反九畝拾八歩 反ニ九斗五升代

東沼 小作米壹石八斗六升貳合

一、田壹反九畝拾八歩 反ニ九斗五升代

西沼 小作米四斗七升四合九勺

一、田貳反九畝拾八歩 反ニ九斗五升代

東沼 小作米壹石八斗六升貳合

一、田貳反九畝拾八歩 反ニ九斗五升代

西沼 小作米四斗七升四合九勺

一、田貳反九畝拾八歩 反ニ九斗五升代

西沼 小作米四斗七升四合九勺

此の高役の負擔に就ては正租たる年貢に次で重視された時代であるから遠方に土地を所有せる地主等此の役面に付屢々小作人より種々の要求を提出せられ惱まされた如くである。

次の例は小作人が出作地主に對し種々の要求をなし其の容れられ場合は忽高役を勤むる能はすとなし地主を困らした爲地主より御勘定奉行松平兵庫頭に訴ひ出た處双方呼出されて吟味を受けたが日延の上熟談の結果地守は將來難題を地主に持懸けないと云ふ内済が出來て取下けた實例である。

文化六己二月御勘定御奉行松平兵庫頭様御掛奉高橋平作様出作地所馴合を以難澁申掛候出入一件寫

乍恐書付を以御訴訟奉申上候

野田源五郎御代官所
武洲葛飾郡植籠村
百姓 地主
馴合を以難澁申掛候出入
松下要人様御知行所
同洲同郡大塚村
地守
相手
勘左衛門

一一二

右訴訟人地主吉藏奉申上候私儀近村葛飾郡大塚村出作御田地所持仕候處近村ニハ御座候得共村モ相隔り右地所ニ作付等相成兼候故地守給相渡先年ヨリ相手名前ノモノニ地守高役共爲相勸置候テ小作爲致年々御年貢米取極メ通リ相納來リ候然處辰年田畠共不作ニ付右地守共ヨリ同村名主又左工門武右工門彦右工門善藏ノ右四人ノ者ヘ申出候儀ハ地主方ヘ是迄取極メ通リノ内畠方ハ秋作七分引屋敷付田方ハ壹反ニ付一斗八升引地主ト相對檢見入候分ハ一反ニ付三分引臨時高役相勸候分ハ高十石ニ付錢三貫文宛地主共ヨリ爲差出吳候様申シ候由私共ニ申聞候ニ付相談ノ上相答可申旨申候處名主ヨリ取扱申入候ニ付早速相談致シ右名主ノ取扱ノ義ニ候間田畠共夫々ニ勘辨可致遣尤臨時貢錢ノ義ハ外村ニモ一向無之義ニ付難差地段申シ候處然ル上ハ高役不相勸ラ候間地主方ニテ可相勸段申シ難澁申掛候全体文化三寅年地守共頗ニヨリテ是迄ハ舊來高十石ニ付二反五畝歩ノ處右ニテハ難儀ニ候間高十石ニ付三反步ニ致吳候上ハ以來臨時高役等ノ儀ニ付決テ難澁ケ間敷申間敷管勿論格別ノ不作年ハ檢見ヲ請其節地主ノ堪辨ニ預リ度申候ニ付格別ノ勘辨イタシ候得共此度右体難澁申候段地守共一同聯合申合候テ地主共エ爲及當惑ニ候既ニ先年寛政十二申年地守共耕地水圃土手修覆イタシ候近高十石ニ付米八斗宛地主方ヨリ合力致吳候様申出候ニ付右ノ通り可差出旨名主ヨリ被申聞甚當惑仕餘多分ノ儀故勘辨致吳候様同村年寄彦右工門善兵衛兩人相賴名主エ申入候名主被申候ハ減少彼是申候ハマ合力米請申間敷ト地守共申シ左候得バ高役不相勸ラ候間地主方ニテ相勸候共又ハ地守附候共可致旨申聞候ニ付右村名主ハ相賴候ハ私共高役相勸候義ハ逆モ難相成勿論過急ニ地守人モ無之此儀モ何分勘辨致吳候様相頗候處名主ヨリ又々申候ハ高役ノ儀ニ候得バ唯今ニモ不相成候様ニ付右ノ通り可差出旨名主ヨリ被申聞甚當惑仕餘多分ノ儀故勘辨致吳候様同村年寄彦右工門善兵衛兩人相賴名主被申候至極仕候亦々此度モ駒合ニテ地主エ難澁申掛ケ誠ニ心外千萬奉存候第一ハ御大切ノ御田地荒地ニ相成候義モ奉恐入候ニ付不得止事ヲ乍恐此度御訴訟奉申上候何卒格別ノ御憐憫ノ御慈悲ヲ以相手ノ者召出御吟味被成下舊來ノ通り地守高役トモ相勸以來右体難澁不申掛御田地荒地等ニモ不相成候様ニ被仰付被下置候様奉願上候右願ノ通御聞濟御吟味被成下候得ハ地主ノ私ヲモ相助リ御田地相續モ相成誠ニ難有仕合奉存候猶亦委細御尋ノ義ハ御吟味ノ節乍恐口上ヲ以可奉申上候以上

野田源五郎御代官所
武洲葛飾郡大塚村

百姓地主

吉 藏

公事方御勘定奉行松平兵庫守様御掛

訴訟人

文化六乙年二月

御奉行所様

如斯日安差上候間致返答書來月十三日評定所工龍出可對聞若於不參ハ可爲曲事モノ也

已三月十三日

兵庫

御用無方加印

御用方無加印

若狭伊勢肥前佐土右和泉

武洲葛飾郡大塚村

勘 左衛門

右 五人組

組頭

主名

武洲葛飾郡大塚村百姓地主吉藏ヨリ同洲同郡大塚村地守百姓勘左衛門ヲ相手取聯合ヲ以難澁申越候出入申立松平兵庫守様ニ奉出訴候處四月中ニ御評定所工可龍出旨ノ御裏高判頂戴相手方エ相附候處御差日當日双方共龍出相手ヨリモ夫々返答書ヲ以御答申上右出入當時御吟味一、右出入双方篤ト取糺候處訴訟方吉藏方ニテ大塚村出作御田地所持罷在先年ヨリ相手名前ノモノニ地守給相渡地守高役共全人方ニテ相動小作爲致年々御年貢米取極通リ相勸來候處去辰年田畠共不作ニ付地守共ヨリ村役人ニ是迄取極通リノ内畠方ハ秋作七分引屋敷付田方ハ一

反ニ付壹斗八升地主ト相對檢見入候分ハ反ニ三分引臨時入馬高役相勤候間高十石ニ付錢三貫文宛地主ヨリ爲差出吳候様申シ候ニ付名主方ヨリ取扱申入候ニハ屋鋪付田方ノ儀ハ反ニ一斗引畑方四分引相對檢見入候分ハ相對ニ可致臨時賃錢ノ儀ハ高十石ニ付錢二貫文宛差出様申聞候間田方一斗畑方四分引ノ義ハ勘辨致可遣候得共相對檢見入並臨時賃錢ノ義ハ外村ニ背候事故自餘ノ障ニ相成候ニ付決テ難差出勿論文化三寅年地守共願ニ依テ舊來ノ高十石ニ付二反五畝步ノ役面差道置候處五畝步增三反步ニ致吳候上ハ以來臨時等ノ儀ハ決テ申出間敷管ニ候間此度臨時賃錢ノ儀ハ難差出申斷候處左候ハ、高役難相勤地主方ニテ可相勤様難題ノ不法申立尤相手村方ヨリ地主方へハ隔居候ヲ見込是迄再應引方其外共地主方ニテ格別ノ勘辨致遣候ヲ是與心得違私欲增長致居村ノ田地故此上勝手儘ニ可取計心底ヨリ事起畢竟及出入右狀心得違難題申掛候ニ相當容易不成義ノ旨今般御吟味奉請候テハ相手方一應ノ申拔無之奉恐入候ト申シ地主方ニ種々相訖以來田畠小作ノ儀ハ不及申ニ高役人馬勤方ノ儀モ是迄ノ通り引請此上手餘リ地荒地等不出来様ニ出精イタシ村役人俱々心附等閑無之様取計以來對地主エ聊難題ケ間敷義不申掛様萬端取計候管將又畑方引方ノ儀ハ年柄ニテ格別不作年ハ地主方ニテ相對檢見ノ上勘辨ヲ請可申候以來村方一同致地主エ迷惑不相掛様可致管尤小作米永ノ儀ハ其年ヲ限り聊無差支急度勘定相立年延等決テ不致候管是又取極相手方ニテハ不當心得違ノ儀ハ訴訟方エ別紙一札差入相訖候上ハ訴訟方ニテモ別心無之其外双方申争ノ儀ハ報人貢請右一件聊無申分内濟熟談仕偏ニ御感光ト難有仕合奉存候然上ハ右一件ニ付重テ双方ヨリ御願筋毛頭無御座候依テ訴文エ一同連印済口證文差出申處依如件

文化六己年四月二十一日

訴訟人	吉	百姓
松下要人知行所		地主
同洲同郡大塚村		
相手	藏印	
勘左衛門		

斯く地守に役面又は地守給の名稱にて一部小作地の小作料を免除し高役を務めしめたことは徳川末期に至る迄其儘繼續され明治初期に於ても尙河川の改修全からず屢々水害の虞があり明治三十年頃迄は役面に就て矢張り舊來の慣習通り實行されて居た。

今某家の明治二十一年田畠小作取立帳に據るに新潟縣に行はれたる水帳の如く各小作人毎に賃貸せる宅地、田、畠の面積を擧げ之れより役料面積を控除し其の殘餘の面積に對して小作料額を記入し各小作人の捺印を求めてゐる。而して小作人の變更せる場合に於ては請負手形は當然省略せられ單に小作證文（第五、第六、第七例）を徵したが請負なる字句を用ひ其れに役料額及諸役人足の種目等を明記する様になつた。

第五例

小作受負證書

下總國中葛飾郡櫻井村大字芦橋ノ内宇柳島
同字
一、田反別壹町七畝二十五步
此小作米十石七斗一升九合
内烟四畝二十七步
大豆九斗八升七合
此小作大豆五六升四合

字 柳 島

一、宅地反別 壱反三畝十九步 無代役料

右ノ地所當明治二十六年ヨリ來ル二十八年迄三ヶ年ノ間小作受負候處實正也然上小作納期限ノ通無遲滯皆濟可致候着凶歎ノ年柄二分以上損毛被認候節ハ立毛見届ヲ受引方可致候納期限ニ至リ小作納方相濟候ハシ諸人引受早速辨済可致候且年季中我等方ニ於テ諸作精々致シ地所返還仕間敷ハ勿論ニ候得共地所御入用ノ節ハ何時タリトモ早速御返シ可申候

一、前記耕宅地反別壹町四反十四步小作受負仕候ニ付地守諸役人足給(常ツカヒ)トシテ畑宅地一反八畝十六歩御給與被下候ニ付右地所へ相掛候堤防並出水準備明候用惡水路浚渫築道路掃除總テ村中慣例定式ノ諸役人足我等方ニテ悉皆相勸可申候若落度有之候節ハ受人引受早速持明申候

一、宅地ノ義 前書ノ通り無代借地住候致候然ル上ハ耕地等大切ニ保護可仕候現在ノ地所境界並耕作道等無届ニテ變換仕間敷候右ノ通り田畠小作並ニ諸役人足請負候處相違無之候依テ請人連署小作受負證書入置候處如件

下總國中葛飾郡櫻井村大字芦橋

小作受負人

大

塙

○

○

申

○

○

申

○

申

○

申

○

申

○

同 郡富田村大字立節三十一番地

受

人

今 成

○

○

○

申

○

申

○

申

○

申

○

申

同 郡櫻井村大字芦橋四十七番地

受

入

申

○

○

申

○

申

○

申

○

申

○

申

○

第六例

小 作 請 負 證 書

下總國中葛飾郡神間村之内

一、田反別 五反九畝拾貳步

内五畝廿九步 地守給諸役人足給ニ引

残テ

四五反三畝十三步

此小作米 四石九斗四升四合壹勺 納期限年々十二月二十日

此俵 拾貳俵壹斗四升四合壹勺 但シ四斗入

右地所本年ヨリ來ル明治廿二年迄小作請負候所實正也然ル上ハ前書納期限ノ通り年々無相違皆濟可致候若違作之年柄等有之候節ハ立毛見届

ケ請相當之引方可乞將納期限ニ至リ小作納方相滯候ハ、請人引受速ニ辨償可致候且年季中我等方ニ於テ諸作精々致シ地所返還ハ申間敷勿論

ニ候得共萬一仕附期節後レ或ハ荒シ作節ハ何時タリトモ早速御返可申候且請負境界等ハ大切ニ保護可致候依テ請人連印小作請負證入置申所

如件 明治二十年五月

第七例 小 作 證 書

下總國中葛飾郡神間村之内

字神間沼八百九十二番

同國同郡復村

百瀬 ○ ○ ○ 殿

小作人 名倉 ○ ○ ○

引請人

名倉 ○ ○ ○

一、田 壱反拾八步
内 壴畝九步 堀揚地
字同所九百五番
一、田 九畝拾四步
内 壴畝拾七步 堀揚地
字同所九百二十二番
一、田 壴反拾五步
内 壴畝廿四步 堀揚地
字同所九百貳十六番
一、田 八畝貳拾八步
内 拾八步 堀揚地
田反別合 四反拾六步
此米 五畝八步 堀揚地
内 五步 三畝拾五步 堀揚地
残田 三反壹畝貳拾三步
字小沼千百九十七番
一、田 六畝六步
字同所千百九十八番
一、田 八畝九步
字同所千貳百四十九番
一、田 五畝拾四步
字同所千貳百五十番
一、田 五畝貳拾步
合反別 四反四畝拾步
此米 三石七斗六升貳合

右地所ニ保リノ諸役人人足給トシテ御渡被下候約定

一、田 壴反拾八步
内 壴畝九步 堀揚地
字同所九百五番
一、田 九畝拾四步
内 壴畝拾七步 堀揚地
字同所九百二十二番
一、田 壴反拾五步
内 壴畝廿四步 堀揚地
字同所九百貳十六番
一、田 八畝貳拾八步
内 拾八步 堀揚地
田反別合 四反拾六步
此米 五畝八步 堀揚地
内 五步 三畝拾五步 堀揚地
残田 三反壹畝貳拾三步
字小沼千百九十七番
一、田 六畝六步
字同所千百九十八番
一、田 八畝九步
字同所千貳百四十九番
一、田 五畝拾四步
字同所千貳百五十番
一、田 五畝貳拾步
合反別 四反四畝拾步
此米 三石七斗六升貳合

内 七步 堀揚地
字同所千貳百四十八番
一、田 七畝拾貳步
字同所千貳百四十九番
一、田 五畝拾四步
字同所千貳百五十番
一、田 五畝貳拾步
合反別 四反四畝拾步
此米 三石七斗八升也 但納期毎年十二月二十日限皆済可致約定

右者貢殿御所持之地所當明治十七年ヨリ來ル十九年迄三ヶ年間借請小作請負致候處實證也於然者前書取極約定之通年々納限不違無遲滯皆済可致候萬一相滯候節ハ請人引請速ニ辨償可仕候聊御損害相懸申間敷候且作方仕付期節相後レ候歟或ハ不精等ニテ田相荒候節ハ何時ニテモ地所御取戻被成候共無異議御返地可申候

一、前記之地所ニ別種作相仕付申間敷候若相仕付達作等有之候共請負之通無滞皆済可致候右約定之通決テ違背無之依テ請人連署小作請負證書入置申處如件

明治十七年一月 中葛節郡神間村
同 小作人名倉○○○○
郡 榎村
松 尾 ○○○○殿

其の後利根川及江戸川の改修等に依り漸次水防に對する負擔を減し且つ庄内古川の改修は從前の如き悪水の停滞を見ざるに至り道路水路等に關しては地主が町村費及落部費水利組合費を負擔することとなりしに反し小作人の義務は著しく輕減せられたる爲役面を全廢し若しくは減額するに至つた。前者は北葛飾郡南櫻井村であつて後者は全郡櫻井村で古來小作地面積の一割を標準としたが明治三十五年以後より一反歩に付二十三歩（約八分弱）に減額した。全時に小作證書は何等役面に觸ることなく小作人の義務のみを掲げた普通の小作證書（第八例）に改められ役面は單に地主の恩惠的給與化するに至り世襲的小作人に對し單に舊來の温情關係を以て遇するに過ぎない様になつた。

第八例

小作證書

郡 村大字 小作米 別紙明細表添附

一、田合反別

右者貴殿所有地大正 年 月 日ヨリ來ル大正 年 月 日マテ 年間拙者借地致候ニ就テハ左記ノ契約遵守可致候也

第一條 小作穀又ハ金之納期ハ毎年米ハ十一月三十日大麥ハ六月三十日大豆ハ八月三十日限リ無相違完納可致コト

- 第二條 非常ノ變災ニテ借地ノ全部小作料ニ充ツル收穫ノ見込ナキ時ハ小作人ハ刈取前地主ノ檢見ヲ請ケ相當ノ減額ヲ請求スルコトヲ得若自己ニ刈取リタル時ハ小作料ノ減額ヲ請求セザルコト
- 第三條 小作穀ハ品質ヲ精撰シ俵裝ヲ完全ニスベシ
- 但シ小作穀ハ品質又ハ俵裝不良ナリト認メラル、時ハ其ノ引換ノ命ニ應シ或ハ時價ヲ以テ直ニ納附スヘシ
- 第四條 地方ノ習慣ニヨリ小作人ノ義務ト認メラレタル者ハ總テ小作人ノ負擔トス
- 第五條 小作人ハ其借地ニ關シ左ノ義務ヲ負フ
 - 一、借地ノ地目地質及境界ヲ變換スペカラズ
 - 二、借地内又ハ其ノ境界ニ在ル樹木等大切ニ保護スヘシ
- 第六條 小作人ニ於テ其借地ヲ第三者へ轉貸セントスル時ハ必ス地主ノ承諾ヲ請フヘシ
- 第七條 借地期限中ト雖モ地主ニ於テ必要アル時又耕作施肥等ヲ怠リ地質ヲ瘠荒シタルモノト認メラル、時ハ何時ニテモ返地ノ命ニ應スヘン但返地ノ期節ハ其作物ノ收穫後ニ於テスルコト
- 第八條 小作地ヘ石灰ヲ使用セザルコト
- 第九條 小作人本契約履行ヲ怠リタル時ハ引受證人ト小作人ト連帶シテ其ノ責ニ任スヘシ
- 第十條 小作人其ノ借地ノ小作料トシ納附スヘキ穀物以外ノ作物ヲ耕作シタル時ハ第二條ニ規定シタル檢見ヲ請求スルコトヲ得ズ
- 第十一條 第五條之第二之契約ニ違反シタル爲復舊工事費ヲ要スル時又ハ損害ノ生シタル時ハ總テ小作人ノ負擔トス
- 第十二條 借地期限中ハ決テ返地セザルコト
- 第十三條 借地期限ヲ超過スルモ尙繼續スル時ハ小作人及引受證人之義務ハ本契約ノ如ク繼續スヘキハ勿論ナレ其地主ノ要求ニ從ヒ契約證改正可致コト
- 右之契約遵守可致候也

大正年月日
郡 村大字 小作人 ○ ○ ○
引受證人 ○ ○ ○ ○ ○
番地

従つて地主小作人の關係も漸次從屬關係を脱却し單なる受負小作の觀念となり地守か其の小作地の一部を他に轉貸して小作料の鞘取を爲すも之れを默認するに至つた。斯くて現在の地守は小作地の管理に當る報酬として役面を受くが如き通念を生し今尙慣習的に行はるゝに過ぎないものとなつた。而して之等の地主が所有地を賣却した場合新地主が従前の如く役面を支給すれば問題はないが之れを拒絶した爲紛議を釀すことも渺々ない。

以上述べた様に役面は一種の小作地管理に對する報酬化した結果地主が自己の所有地を一括賣却した場合従前的小作人との關係を其儘にし新地主は舊地主に之れか管理を委託した場合等其の報酬を役面又は役料など稱するに至つた。尙之等の地方は現在に於ても封建的氣分の漲つて居る處だけ地守家守を有することはやがて家門の誇りとするの風を生じ尙門閥を貴んだ新興地主も亦家守に對し従前の關係を持続するは勿論永年奉公した僕婢に家屋と若干の小作地を與へて一家を創立せしめ新に地守又は家守と呼ぶ様になり恰も農村社會史論講に挙げた門分小作「地方凡例錄に謂ふ所の分附百姓の種類であつて、地主の家に永年奉公した義僕又は忠婢に對し、多年の功勞に酬ゆる爲め、地主より其の者に若干の土地を貸して小作せしむるものであつ

て此の場合にも多く永小作慣行が起つて居る」の如きものも包含さるゝに至つた。然し之等の家守は地主の恩恵に依り其處に一家を創設し常に地主の宅に出入りして居るが役面を支給せらるゝことなく小作契約に就ては普通小作と何等異なる處はない様である。

三、家守小作の現状

家守小作は單に家守と呼ばれ現在に於ては殆んど地守なる名稱を稱ふるものなく其の範圍に就ても混同されてゐるが今此の慣習の行はれてゐる地方を舉ぐれば北葛飾郡の一部たる次の諸町村である。(附錄分布圖参照)

(昭和六年七月調査)

町村名	地主戸数	家守小作戸数	ノ割合		備考
			ニ封ヌル 小作及自作兼家守小作	二四〇%	
櫻井村	一五戸	三二	六六戸	五八〇%	
南櫻井村	三四	二〇	一三四	二四〇%	
堤田村	九	一一	一〇八	三九・三	昭和十一年三月再調
高杉村	四七	二三	三二	一四・〇	一〇・七
幸多村	四	一八〇	一八〇	四〇・三	昭和十一年三月再調
松野村	一四四	二七	九・五	九・五	昭和十一年三月再調
高宮村	五五八	前	五五八	五五八	
杉代村					
郷村					
松村					
田村					
堤村					
高村					
杉村					
幸村					
多村					

現在此の地方に於て家守と稱するものは前述せる世襲的地守及門分小作より出でたるもの、外屋敷のみを借地せるものを包含せられてゐるが最後のものは何等特殊的の關係を認むることが出來ない、今之等地方に就き普通の小作關係と異つてゐる點を擧ぐれば次の様なものである。

(一) 宅地及耕地と一括して小作するを本体とし間々宅地のみのもの又は田若くは畠のみのものとがある。一、家守とは地主の建築したる家屋(無料)に住み主として其の地主の田畠を耕作するものを云ふ。
地守とは宅地のみ借受け居るものと云ふ(無料多し)主として其の地主の田畠を耕作するものなり。

(八代村)

一、單に宅地のみのものあるも多くは田畠をも耕作しつゝあり。(田宮村、幸松村、高野村、富多村)

(南櫻井村)

一、宅地のみのものとある。

(杉戸町)

一、大体に於て田畠宅地とす。

(櫻井村)

(二) 地主、小作人共世襲的になつてゐる。

一、世襲的なり。

(八代村、田宮村、堤郷村、幸松村、高野村、富多村)

(櫻井村)

一、今日迄の實際は世襲的と認む。

(南櫻井村)

一、世襲なし。

(八代村)

(三) 地主と小作人の關係は前項に述べたる如く世襲的のものが多いので從來と同一の關係を保持し特に親密であるが思想の影響に依り家守と稱せらるゝことを嫌るものあり漸次普通の小作關係と全然になる傾向がある。

一、從前の如き事なし只普通小作人より密接にして現今之れを鬼分と稱へつゝあるものを昔家守と呼びたるものなり。

(八代村)

一、近時思想の變化に伴ひ情誼昔日の如くならざるも一般小作者間に比し親密の傾向あり。(田宮村)

(堤郷村、杉戸町、幸松村、高野村、富多村)

(櫻井村)

一、舊來の關係を保持せらる。

(堤郷村、杉戸町、幸松村、高野村、富多村)

(櫻井村)

一、從前の如く異らざる様認む。

(八代村)

(四) 小作料の額は普通小作料と異なる處がない、只杉戸町のみは普通小作料より幾分安くなつてゐるが田畠に就では役面を支給しない。

(五) 地主の小作人に對する給與は役面又は役料と稱する小作料の一部免除と温情より来る物品の惠與とがある、役面の額は明治三十五年頃迄は小作地面積の約一割若くは宅地小作料の全部を免除したのであるが、現在之れを全廢した村もないでは無いが今尚持續してゐる處では宅地の全部又は一部を無料にて居住せしめ更に由畠面積若くは小作料額の五分内外を免除するものなどがある。

一、宅地料を無料とするもの少數にして多くは一、二割安い程度とす。

(堤郷村)

(杉戸町)

一、宅地の一部分を無料とする。
 二、宅地の小作料と田畠各三畝歩位當の小作料を免除しありしも最近に至り之れが給與を取り消したるものあるを認む。

一、宅地は無料にて田は反三升引なり。

一、昔は役免とか捨扶持と云ふ事がありし様な事を聞きましたが今日は特種事項なければ給與せぬ様であります。

一、大正三年頃耕地整理完成迄は宅地無料田畠一割程度の役免引あり其の儘慣行を持続する一、二の地主あるも殆んど普通小作料に改訂せられた。

一、一部の家守は從前の如く宅地無料あり。

(六) 世襲的關係があるので地主も小作人に對しては役面の外種々面倒を見る慣習となつてゐる。

一、飯米の貸與及古衣類の給與。

一、不慮の災厄等あるに際しては生活状況に依り金品の援助を爲すの慣行あり。

(田宮村) 一、定まりたるものは無けれ其家守の困りたる時は之れを助けて相當面倒を見て居れり(堤郷村)

(七) 古來高役其の他地主の庸役に服したことは既に述べた處であるが現在は地主の使走り又は人寄せ或は農榮期手不足等の場合に於ける手傳等で常に地主の家庭に出入してゐる。

一、主として使走り(勞銀無料又は安勞銀)無人のとき夜警の場合日傭等を他に求むる事能はざる場合に使はること。

一、年始歳暮には地主の家を訪問するの風習あり。

一、労力を以て手傳等をなす。

一、地主の家に人寄せくは手不足の場合は之れに手傳に趣く。

一、地主の必要に應し何れの時期にも不拘手傳すべき義務あり。

一、冠婚、葬祭、大掃除、家作修理、其他臨時必要の場合等には率先し労力を提供す。

(幸松村、富多村、高野村)

(八) 地主が變つた場合前地主と同一の關係を繼續することになつて居つたが近年に於て其の關係が漸次薄らぎて普通小作と何等異なるなきに至つたものがある。

一、舊地主との關係あり但し幾分薄らく點あり。

一、地主の變ると共に凡ての關係も自然杜絶す。

一、變化なし。

一、變化する場合あり。

一、新らしき地主に義務を行ふ。

(桜井村)

(幸松村)

(南桜井村)

(田宮村)

(堤郷村)

(杉戸町)

(八代村)

(田宮村)

(堤郷村)

(桜井村)

(田宮村)

(堤郷村)

(桜井村)

(田宮村)

一、今日迄の事情に依れば前地主と關係全じ。

(幸松村、櫻井村、高野村)

以上述えたる如く家守小作の慣習は永小作の性質を多分に含むも地主の生活苦と土地の異動等に依り漸次破壊され行く運命にあるものと云はねばならぬ。

四、家守小作と小作争議

家守小作は既に述べたる如く地主の温情關係濃厚なると小作人の依頼的觀念に捕はれて居る爲紛擾を生じたことが少い。今小作調停法實施以來家守小作としての争議は僅かに昭和九年二件を數ぶるのみで何れも役面の支給に關するもので其の事例は次の様である。

(一) 役面支給要求事件

場所 北葛飾郡櫻井村大字倉常
面積 田 一町一畝二十六歩
畠 煙 九反五畝二十八歩

地主 一人

小作人 二人

發生 昭和九年四月四日

終了 無

年月日 全年四月十四日

(イ) 原因

地主渡邊某は本件田畠を昭和七年末名倉某より買受けたるも前地主の支給し來れる役面の支給を拒絶したるに因る。

(ロ) 爭點

當村の慣行たる役面料は新地主が當然支給すべきものなりと小作人が主張するに反し地主は買受ける際斯ることは知らさりしを以て支給せずと云ふにある。

(ハ) 経過

小作人新井某外一名は昭和八年七月より再三地主に對し前地主通り役面の支給を要求したるも新地主は斯る要求に應する能はずとし拒絕したるを以て止むなく小作人は前地主と同一の小作料額を支拂ひ置きたるに地主は手代を遣し數回に亘り督促し若し强硬に主張するときは小作地引上を行ふべしと威嚇したる爲小作人より昭和九年四月四日浦和地方裁判所に小作調停の申立を爲した。
(ニ) 結果 未定

昭和九年四月十四日全村役場に調停期日を開き次の調停條項に依り解決した。

一、相手方は別紙土地目録(省略)記載の土地を申立人(省略)に夫々左の小作料にて引續き賃貸すること。
二、小作料は年額申立人甲に於ては田合計五反四畝十歩に對し六石一斗九升四合、畠合計四反八畝八歩に

對し大麥四石三斗四升四合及大豆二石四斗一升三合とし申立人乙に於ては田合計四反七畝十六歩に對し玄米五石四斗一升九合、畑合計四反七畝二十歩に對し大麥四石二斗八升九合九勺及大豆二石三斗八升三合三勺とす。

三、右小作料を納入したる時は相手方は申立人甲に對し前記田小作料に付ては玄米一斗二升六合、同畑小作料に付ては大麥二斗八升一合五勺及大豆一斗三升四合五勺を申立人乙に對し前記田小作料に付ては玄米一斗四升一合六勺同畑小作料に付ては大麥二斗四升四合五勺及大豆一斗五合二勺を各木底引及諸役料として給與す。(以下省略)

(二) 役面支給要求事件

場所 北葛飾郡富多村大字神間

面積 田四反八畝十九步

地主 一
人

小作人 一
人

發生日 昭和九年一月二十八日

最終調査日 昭和九年四月十九日

(イ) 原因

當地方に於ては從來役面料支給の慣行があつたが本件の小作人名倉某に對し地主大瀧某の亡父より明治四十五年全村中庄内耕地整理組合工事着手の際役面料支給方を大正四年迄猶豫ありたき旨の申込みがあり小作人は之れを承諾したるに相手の地主は大正八年中に死亡し爾來現地主に至つて之れを支給せざりし爲昭和六年末全村大字神間○○會長鈴木某に依頼し明治四十五年より昭和六年迄二十ヶ年分の役面料玄米八石四斗の支給方を交渉したる處鈴木某は其の代金として金八十圓を受領し乍ら小作人名倉某に對しては金十圓を交付したのみであつた。其の後昭和八年八月鈴木某は恐喝横領の廉に依り越ヶ谷區裁判所檢事局の取調を受け其の取得分金七十圓を地主に返還する事とし役面料に付ては今後訴訟に依り請求すべく諭された事實がある。斯くて小作人は全年十二月二十二日地主を訪問し役面料の支給を交渉したるも地主より拒絕せられたる爲爭議となつた。

(ロ) 爭議の點

小作人は明治四十五年より昭和八年迄二十二ヶ年分の役面料支拂方を地主に要求し地主は明治四十五年全村内に耕地整理施行せられ其の經費を地主が負擔し居るを以て中庄内耕地整理組合の申合に依り之れを撤廢し爾來實行し來りたるものにして今更支給の義務なしと云ふにある。

(ハ) 経過

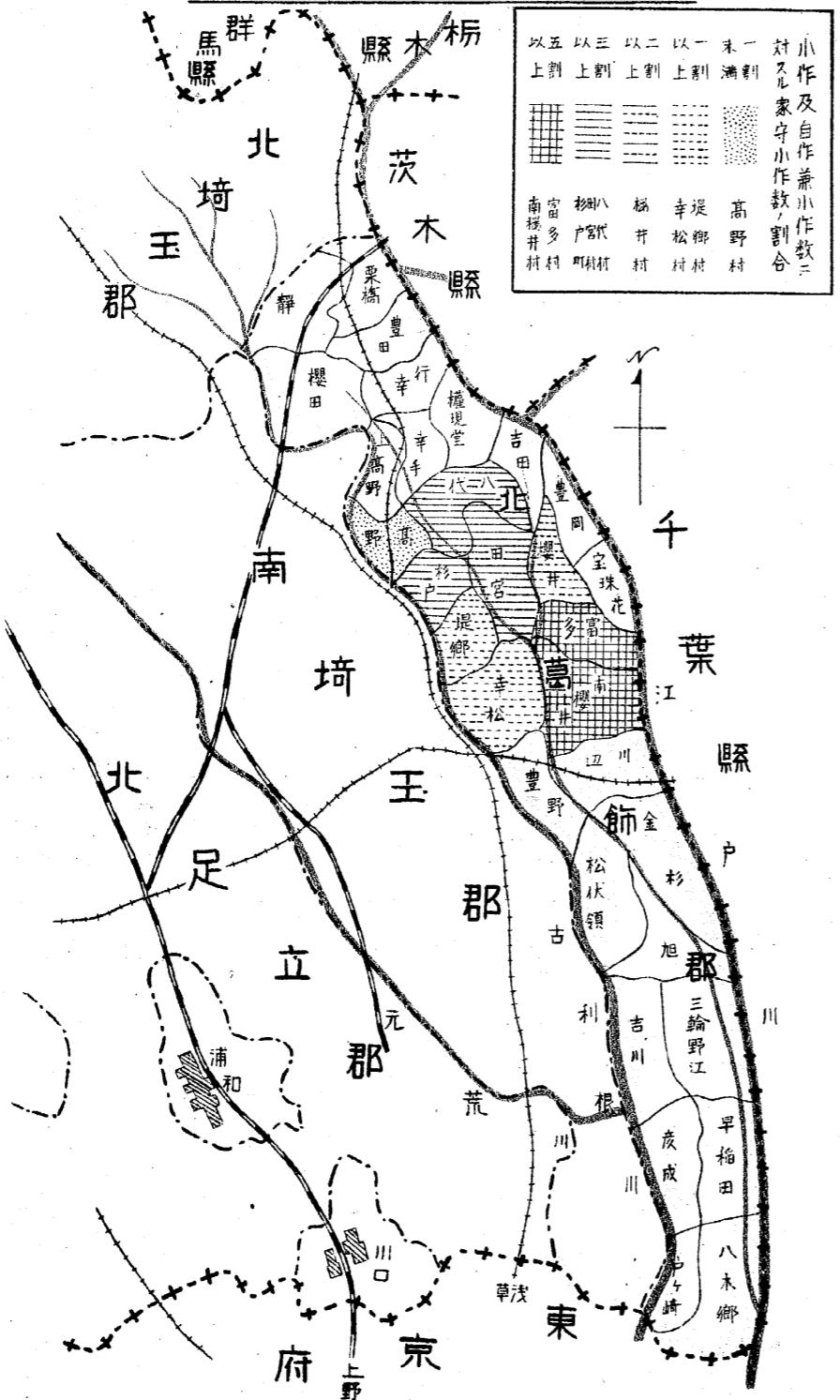
小作人は昭和九年一月二十四日付にて地主に對し小作人代理小林某の名義を以て役免料支拂の催告を爲し
たるに地主は斯る小作人に小作せしむるを快じさせず小作人に對し一月二十八日付にて賃貸契約解除條件
付小作料支拂の催告を爲し更に全月三十日小作米の假差押を執行した依つて小作人は二月二日越ヶ谷區裁
判に役免料請求の訴訟を提起したる處二回に亘り口頭辯論ありたるが地主は三月六日全區裁判所に小作料
請求並に土地明渡訴訟を提起し三月七日土地入禁止假處分の執行をなした。斯くの如く地主の態度強固
なるに加へ小作人は自己の提起せる役免料請求の訴訟も三月十三日の第二回辯論に於て敗訴の形勢にあり
たるを以て示談の上小作契約繼續するを得策とし全日役免料請求訴訟の取下を爲し地主に對しても土地返
還訴訟の取下方を懇願したるも地主は之れに應せざりし爲三月十四日浦和地方裁判所に小作契約繼續の調
停申立を爲した。
 (三) 結局、末期の過渡地の小作は假差押の執行によるものであつたが、此の後は地主の態度軟化するに至
りたる一方小作人は訴訟等の爲意外の出費を要したる際とて幾何かの涙金にて返地に應ずる旨軟化するに至
りたるを以て四月十九日左記條件にて調停が成立した。
 第一、小作人は地主に對し直ちに返地すること。
 第二、地主は昭和八年度の小作料玄米十一俵三斗九升を免除し尙紫雲英代とし玄米三俵を交付すること。

三、地主が自作せず他に小作せしむる際は申立の小作人に小作せしむること。

五、結語

家守小作は從來小作地の世話人に對し報酬として其の小作地の内若干歩を家守給とし無料にて小作せしむ
る制度の様に述べられて居るが本縣の實情から見れば稍其趣を異にしてゐる。今其の概要を述べれば次の如
くである。
 一、小作地に賦課せらるゝ高役其他を小作人に請負はしめ其の報酬として地主から役面を支給し其の小作人
を地守と呼んだのに端を發してゐる。
 二、役面は地主より金穀を支給するものと賃貸地の一部に對する小作料を免除するものとの二種があり後者
は現今に至る迄其の慣習が殘つてゐる。
 三、地守の契約には地守請負手形を徵し更に小作地に就ては小作請負證文を徵して居つたが明治維新以後は
單に小作證文を徵するのみになつた。
 四、幕末に至つては不在地主の小作地管理者又は門分小作をも包含し一般に家守と稱せられるに至つた。
 五、明治の末葉に至つては地主が町村費、部落費、水利組合費を負擔することとなり小作人の義務が著る
しく輕減せられたる爲役面を全廢せる町村を生じ、其他の町村にありても之れが支給額を減ずる等單に温

家守川作分布圖



情の關係に依り支給せらるゝ形態となつた。

六、此の慣習が現在に至る迄行はれてゐる地方は本縣北葛飾郡櫻井村を中心とする一町八ヶ村で地主小作人共世襲的であり普通小作の場合と異なり今尙特に親密な關係を持続してゐるものが多い。要するに家守又は地守なる小作は地主の所有宅地に居住し主從的關係を有する世襲的小作人に用ひらるゝもので其の小作權は永小作類似のものと云はねばならぬが因襲的に權義觀念に乏しき小作人は役面の如き證書面に消滅するも實質上の所得に満足し居りし爲現在に於ては全く地主の恩惠化し地主の家計の推移と土地所有權の移動とに因り漸次小作人の權利を喪失しつゝあるの状態に陥つてゐる。

明治十八年小作慣行調査抄に家守の存する府縣は
東京　京都　神奈川　長崎　新潟　埼玉　千葉　茨城　三重　滋賀　岐阜　長野　宮城　福島　山形　福井　富山　島根　岡山　廣島
山口　愛媛　高知　大分　佐賀　宮崎　の諸縣であるが其の意義に就て教示を受くることが出来れば幸である。

附言

三六

